

## 生徒心得

- 私たち相良高等学校生徒は学則及び諸規定に基づき、正しく、明るく学校をつくることに努力しよう。
- 私たちは、青年にふさわしい、さわやかな礼儀作法の習慣を身につけるよう常に心がけよう。
- 勉学は私たちの本分である。怠惰な気持ちを除し、自ら求め、自ら学ぶ習慣を身につけよう。
- 校内の美化は各人がよごさないことが原則である。清掃を心の浄化と考え、進んで環境の美化に努めよう。
- 健康は私たちの財産である。正しい保健知識を身につけ、公衆衛生道徳の高揚に努めよう。
- 私たちはスポーツを愛することによって、心とからだを鍛え、スポーツマンシップを学ぶとともにルールの大切さを知ろう。
- 私たちはあらゆる場で相良高校生としての品位と誇りを保ち、生活信条である、誠実、自主、創造の完成を目指そう。

## 諸規定

明朗な秩序のある学校生活を送るために次の諸規定を定める。

### I 一般規定

生徒は常に高校生としての品位を保持すること。

#### 1. 服装等

通学の際は制服・通学用靴を正しく着用し品位を保つこと。

##### (1) 男子 (靴下・ベルト・靴・カバン以外全ての指定品)

- 冬服：ジャケット、スラックス（グレー基調のチェック柄）、ベルト（黒・茶）、ネクタイ、長袖ワイシャツ。
- 夏服：スラックス（グレー基調のチェック柄）、ベルト（黒・茶）、ポロシャツ、半袖ワイシャツ（白の無地に限る）。
- 合服：衣替え前後概ね1ヶ月程度の期間は合服（スラックス、ベルト（黒・茶）、ネクタイ（しなくてもよい）、長袖ワイシャツ、指定ベスト着用）も可。
- 靴下：白、灰色、紺、黒の無地、ワインポイントは可。（靴下は市販品可）
- セーター・ベスト：冬季、ジャケットの下に着用することはよいが、合服でのセーター着用は禁止する（着用は本校指定品。市販のものは禁止）。

##### (2) 女子 (靴下以外全ての指定品)

- 冬服：ジャケット、スカート（長さは膝にかかること、グレー基調のチェック柄）、リボン、長袖ワイシャツ、スラックス、ネクタイ。
- 夏服：スカート（長さは膝にかかること、グレー基調のチェック柄）、オーバーブラウス又はポロシャツ、スラックス。
- 合服：衣替え前後概ね1ヶ月程度の期間は合服（スカート、スラックス、ネクタイ、リボン、長袖ワイシャツ、指定ベスト）も可。
- 靴下：白、灰色、紺、黒の無地、ワインポイントは可。靴下の長さは膝下程度までとし、ルーズソックスは禁止とする（平成9年4月1日より）。

⑤セーター・ベスト：冬季、ジャケットの下に着用することはよいが、合服でのセーター着用は禁止する（着用は本校指定品。市販のものは禁止）。

⑥ストッキング：無地の肌色、黒、紺（レッグウォーマー・ニーハイソックスは禁止）。

⑦ベルトについて：本校のスカートは、ベルトを必要としない設計となっており、ベルトをすることで、採寸時よりも膝が露出することを避けるため、使用しない。

(3) 通学用靴について（男・女）

ローファー（革靴）・運動靴とする

ただし、極端に踵の高いものや制服に不釣り合いなものは履いてこない。

(4) その他

・更衣は原則として6月1日、11月1日とする。（気温等により弾力的に変更可）

・マフラーは防寒のためなら使用してもよい　ただし校内では使用しない。

・ピアスやネックレス、指輪といった装飾品や、カラーコンタクトレンズや色付きリップクリーム等を含む化粧品とその類の使用は禁止する。

## 2. 頭髪

(1) 頭髪は常に清潔・端正・健康的にして、染色・加工はしない。

(2) 進学・就職等あらゆる場面で、地域社会に認められる頭髪であること。

## 3. 持ち物

通学のかばんは、学用品が十分に入り丈夫で地味なものとする。ショルダー、リュック、スポーツバッグ可。ただし、他校のマーク入りカバンは使用できない。

## 4. 通学

(1) 始業時刻は年間を通じて午前8時30分。始業のチャイムが鳴り終わったとき、教室にいないものは遅刻とする。

(2) 自転車通学の生徒は自転車専用道路を通過すること。自転車安全基準は以下に定める。

①ハンドルはドロップ及び極端に短いものは禁止とする。

②指定のステッカーを後部にはる。

③雨天の際は雨ガッパを使用する。並進走行及び傘さし走行は厳禁する。

④後輪車軸のステップは付けてはいけない。

⑤自転車保険に加入する。

⑥施錠機能の無いものは許可しない。

⑦自転車店で整備をしてもらい、T Sマークを貼ってもらう。

## 5. 交通安全

(1)次の事項を厳守するようにしてください。

①二輪車については、免許を取らない・買わない・乗らない・同乗しない。

②普通免許は取得しない。ただし、就職決定者・進学決定者は、学校指定の方法で、自動車学校への通学を許可する（免許の取得は卒業式以降）。

(2) 交通法規を守り、走行マナーを高め、交通安全に心がける。許可なく自転車に乗ってきた場合や交通規則に違反があった場合は自転車の預かり指導をする場合がある。

## 6. 校内規定

- (1) 保護者に変更が生じたときは、速やかに担任に申し出、所定の手続きをとる。
- (2) 遅刻・早退・欠席・忌引き等の場合は必ず保護者がHR担任に届け出る。午前中に連絡しない場合は学校より電話連絡する。
- (3) 懈惰や虚偽の理由による欠課又は欠席した場合は直ちに保護者に連絡し、その後の学校の指導に従う。
- (4) 病気やケガ等で1週間以上欠席する場合は、必要に応じて医師の診断書を添え届け出る。
- (5) 遅刻した生徒が教室に入る場合は、遅刻カード（入室許可証）を必要とする。  
正当な理由なく何度も遅刻した生徒は保護者召喚による指導を受ける。
- (6) 下校時刻は午後4時45分とする。部活・生徒会などの下校時刻は別に定める。
- (7) 公共物を愛護し、大切に取り扱う。あやまって破損したときは直ちにその場の管理責任者を通して届け出る。正当な理由のないときは弁償する。
- (8) 昼食は所定の時間にHRでとる。ガム等間食類似のものを食べてはならない（校内に持ち込まない。）
- (9) 許可なく校外に出てはならない。外出するときは担任等に申し出て許可を受ける。
- (10) 昼食用のパン・副食類は購買で販売するが、できるだけ弁当を持参すること。
- (11) 定例以外の会合を開くときは事前に管理責任者の承認を得てから生徒課に届け出る。
- (12) 校内で物品・入場券・会員権等の販売をしたり、許可なく募金活動をしたりしてはならない。
- (13) 特定の政治活動や宗教活動をしてはならない。
- (14) 次の場合は生徒課に届け出て許可を受ける。
  - ①新聞・アンケート等の印刷物の発行・配布
  - ②掲示（ポスター）
  - ③集金
  - ④HR及び所属する部活以外の教室・校具等の使用
- (15) 所持品には必ず記名し、貴重品の管理は自分で責任を持つこと。
- (16) 学習に不必要的ものは学校へ持ってきてはならない。
- (17) 全員、部活動の日に部活動に参加すること。本校では部活動は原則全員登録である。従つて放課後の活動もある。部活動紹介をよく聞き、よく研究して部活動を選択すること。
- (18) 生徒個人のスマートフォン（携帯電話）等の持込は可とする。学校内使用は、朝SHRで欠席等連絡後電源を切る、授業、HRでスマホ使用が必要な場合は担当教員の指示のもと使用できる。帰りSHR後学校内での使用を認める。

## 7. 校外生活

- (1) 青少年育成条例に違反する行為をしないこと。
- (2) 高校生の補導についてゲームセンターは16歳未満は18時、18歳未満は22時までと青少年育成条例で決まっています。守りましょう。
- (3) 夜間外出・外泊はしてはならない。夜間外出は午後9時までとする。深夜外出（深夜11時以降）は県条例によって禁止されている。
- (4) 交友関係を健全にすること。
- (5) 家族以外のものが運転する自動車・二輪車に乗せてもらわないこと。
- (6) アルバイトは、原則として禁止する。ただし、長期休業中は別の基準で許可する。

## II 賞罰規定

学則第29条により下記に該当する時は褒章又は懲戒する。

### 1. 賞の部

- (1) 皆勤した者
- (2) 生徒会諸活動において貢献した者
- (3) その他善行等のあった者

### 2. 罰の部

- (1) 下記の行為をした者は懲戒以上退学までの処罰を行う。
  - ①諸規定（一般、服装、図書、諸願届等）に違反した者
  - ②窃盗行為をした者、故意に暴力又は傷害を負わせた者、飲酒、喫煙をした者
  - ③考查中不正行為をした者はその答案の成績を零点とする
  - ④交通違反をした者、交通事故をおこした者
  - ⑤校具備品等を故意に毀損した者
  - ⑥脅迫、制裁、誘惑等の行為をした者
  - ⑦男女間の風紀を乱した者
  - ⑧他に迷惑を与える行為をした者（メール等への書き込みによる誹謗中傷をした生徒）
  - ⑨前記各項のことを教唆、煽動した者
  - ⑩その他高校生らしくない行為をした者、指導上必要と認められた場合は仮登校、その他適当な手段を用いることができる。
- (2) 学業成績の劣等、又は素行の不良な者は学校を代表する者とはなれない。  
基準は以下による。
  - ①学業及び素行につき不適当と認められた者
  - ②謹慎を命ぜられた者は3ヶ月
  - ③停学を命ぜられた者は6ヶ月